

東京都小児がん診療病院認定要件案について

東京都小児がん診療病院と小児がん連携病院について

東京都小児がん診療病院：

国が指定する小児がん拠点病院以外の病院で、小児がんについて、高度な医療提供体制を有するものとして、都が認めた病院

第4回（7月）での御意見

- 国の場合は小児がん拠点病院、小児がん連携病院の類型1 A、1 B、2、3がある。この分類と東京都小児がん診療病院の間で関連付けをする等、整理が必要ではないか。
- 一方で、国の連携病院は症例数により分類されているようにも見えるため、その点は好ましくないと考える。

国の小児がん連携病院について

- 平成30年度の整備指針から連携病院の制度が導入され、分類として類型1、2、3を設定。さらに令和4年度の改正により、類型1が1 A、1 Bと細かく分類
- 類型1 Aにおいては年間新規症例数20例以上が要件となっている。



方向性（案）

・東京都小児がん診療病院については、診療実績を除けば、小児がん拠点病院に求められる要件を概ね満たしており、小児がん拠点病院と同水準の医療提供体制が確保できていることから、小児がん連携病院での分類は行わず、引き続き、東京都小児がん診療病院として認定を行う。

東京都小児がん診療病院と小児がん拠点・連携病院の比較

○小児がん診療病院は、小児がん拠点病院の要件を概ね満たしている

○：小児がん拠点病院と同水準

	小児がん 拠点病院	小児がん 診療病院	小児がん連携病院			
			1 A	1 B	2	3
1 診療体制						
(1)診療機能	○	○	標準的治療が確立しており均てん化可能ながん種			長期FU
(2)診療従事者	○	○	望ましい			—
(3)その他環境整備	○	○	—			
(4)診療実績	○ (新規症例30例以上、他)	○ ただし、満たさない場合は個別に判断	新規症例 20例以上	—		
2 人材育成	○	○	○			
3 相談支援・情報収集						
(1)相談支援センター	○	○	相談員基礎・専門研修受講者の配置が望ましい			
(2)院内がん登録	○	○	○ ただし、情報提供は望ましい			望ましい
4 患者の発育・教育に係る環境整備	○	○	望ましい	望ましい	—	—
5 臨床研究その他	○	○ ただし、地域ブロック協議会への参加を除く	<ul style="list-style-type: none"> 小児がん医療に係る第三者認定 医療法に基づく医療安全 		<ul style="list-style-type: none"> 医療法に基づく医療安全 	—

認定要件改正の基本的な考え方について（東京都小児がん診療病院）

都は、小児がん患者の診療実績のある都内の病院を「東京都小児がん診療病院」として独自に認定している。また、都内2か所の小児がん拠点病院と13か所の東京都小児がん診療病院による「東京都小児がん診療連携ネットワーク」を構築し、連携して医療提供体制を確保している。このことを踏まえ、次のとおり、現行要件を改正する。

原則として、小児がん拠点病院の新要件と同様の要件とする。
ただし、相当の理由がある場合は、個別に判断する。

要件緩和の基本的な考え方

- ①人員配置体制の充実に資する新要件については、新規雇用や配置転換に時間を要する可能性があることから、経過措置を設け、猶予期間を与える。
- ②症例数については、全ての要件を満たさない場合には治療の提供体制や地域性を考慮して認定を行う。
- ③地域ブロック協議会に関する事項については、認定要件としない。

認定要件に未充足があった場合の対応について

認定要件に未充足があった場合について、要綱上に明記する。

改正案	現行
<p>知事は、小児がん診療病院が認定要件を欠くに至ったと認める等の場合は、「東京都がん診療連携拠点病院等選考委員会」の意見を聴取の上、<u>以下の対応を行うことができる。</u></p> <p>①<u>勧告</u> 認定要件を欠くに至ったと認める場合、<u>勧告を行った上で認定期間を短縮することができる。</u></p> <p>②<u>認定の取消し</u> <u>勧告を行っても改善が見られない場合及び重大な事故等が発生した場合は、認定の取消しをすることができる。また、知事は開設者から申し出があったときは認定を取り消すことができる。</u></p>	<p>知事は、小児がん診療病院が認定要件を欠くに至ったと認める場合及び重大な事故等が発生した場合は、「東京都小児がん診療病院検討委員会」の意見を聴取の上、<u>勧告及び認定の取消しをすることができる。また、知事は開設者から申し出があったときは認定を取り消すことができる。</u></p>